

外国人介護人材に係る照会先(制度別)

技能実習

制度： 国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

照会先： **札幌出入国在留管理局**
審査部門 0570-003259 (130#)

外国人技能実習機構(OTIT: オーティット)

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする団体

コールセンター 03-3453-8000(制度の基本的な事項)

国際人材協力機構(JITCO: ジツコ)

技能実習制度の総合支援機関として、技能実習制度全般にわたり、監理団体・実習実施者・送出機関等の制度関係者に対し、セミナーの開催、個別の相談対応、教材等の開発・提供などの各種支援サービスを行うほか、主務大臣からの告示を受けた養成講習機関として、監理団体の監理責任者や実習実施者の技能実習責任者等に対する養成講習を実施。

実習支援部相談支援課 03-4306-1160

特定技能

制度： 深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度として、平成31年4月1日に施行。

照会先： **札幌出入国在留管理局**
審査部門 澄川分室 0570-003259 (140#)

国際人材協力機構(JITCO: ジツコ)

特定技能外国人の受入れ等に関する総合支援機関として、技能実習同様、制度関係者の方々に対するセミナーの開催や申請支援サービス等の各種支援サービスを行っている。

実習支援部相談支援課 03-4306-1160

介護分野における特定技能協議会事務局(国際厚生事業団(JICWELS: ジクウェルズ))

在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関は、初めて1号特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内の間に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員になることが必要となる。

外国人介護人材支援部 03-6206-1262
相談窓口 0120-118-370

EPA「経済連携協定」

制度： 物品やサービスの貿易のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資、ビジネス環境の整備、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携を促進し、二国間又は多国間での親密な関係強化を目指す条約（日本とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの間で締結）に基づき、看護・介護人材を受け入れる制度。

照会先： **札幌出入国在留管理局**
審査部門 澄川分室 0570-003259 (150#)

国際厚生事業団(JICWELS: ジクウェルズ)

EPAに基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れ・あっせんを行っている日本唯一の受入れ調整機関

受入支援部 03-6206-1138

生活相談ほか

(公社)北海道国際交流・協力総合センター 北海道外国人相談センター

道が令和元年8月に在住外国人からの生活や就労等に関する様々な暮らしの相談に多言語で対応するセンターとして開設し、(公社)北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)に運営を委託。

北海道生活の留意事項掲載など、ホームページも充実。

定期的に道内各地で移動相談会を実施。

URL: <https://www.hiecc.or.jp/soudan/>

TEL 011-200-9595

E-mail: support@hiecc.or.jp